

令和6年度

要 望 書

令和6年10月

栃木県市長会

新型コロナウイルスワクチン定期接種（65歳以上）の費用助成について

令和5年5月以降、新型コロナウイルスの感染症の位置付けが変更になり、季節性インフルエンザ同様、5類へ移行されました。これに伴い、新型コロナウイルスワクチン接種については、これまで接種費用全額を国が負担し無償で受けられたものが、令和5年度の特例臨時接種を経て、今年度から有料となり自己負担が発生します。

厚生労働省からは、今年度の接種費用について、1人当たり15,300円になることが本年2月に公表され、併せて定期接種の対象となる65歳以上の高齢者については、接種を希望する場合、国が8,300円を負担することも公表されました。しかしながら、それでも7,000円の自己負担が発生するため、県内各市においては、独自に上乘せをすることで、被接種者の負担軽減に努めているところです。

現在、令和7年度以降の制度設計については、国から何も示されておりませんが、感染拡大や重症化を防ぎ、接種者の経済的負担を軽減するため、引き続き、国による助成継続または拡大について、国に対して働きかけていただくとともに、県におかれましても、定期接種に対して財政支援していただくよう要望します。

第2子以降保育料等免除事業の対象拡充について

県におかれましては、令和6年1月、とちぎ少子化対策緊急プロジェクトの一環として、第2子保育料免除を表明されました。これを受け、市長会では、所得制限なしによる事業実施を緊急要望させていただきましたが、その際は、この要望を快く受け入れていただき、深く感謝申し上げます。

本事業は、本年10月から実施されましたが、県内においては、県の取組を受け、第2子と第3子で扱いに差が生じている副食費についても免除の対象とする市町があるのが現状です。

本事業の実施要綱には、「2人以上の児童を現に育てている世帯に対し、第2子以降の児童の保育料等を免除し、子育てにかかる経済的負担を軽減することによって、仕事を続けながら安心して子どもを産み育てることができるよう支援し、子育て環境づくりに資することを目的とする」との趣旨が記載されています。

この趣旨を実現するためには、多子世帯を第2子と第3子以降で区別することなく取り扱うことが必要です。

つきましては、第2子の副食費について、第3子以降と同様、免除の対象として取り扱っていただきますよう要望いたします。

栃木県国民健康保険財政安定化基金を活用した 財政安定化事業の継続的な実施について

国民健康保険被保険者数は減少傾向にありますが、一人当たりの医療費は増加傾向にあること、また、令和8年度より、「子ども・子育て支援金制度」が創設されることから、国民健康保険事業費納付金の増加は続くものと考えられます。

これまで、県は、栃木県国民健康保険運営方針（第3期）に基づき、財政調整事業として、栃木県国民健康保険財政安定化基金を活用し、国民健康保険事業費納付金の急激な上昇抑制及び複数年での平準化を実施してきたところではありますが、この度、「令和5年度の医療費増加に対応するため、当基金を取り崩したことにより、現在の基金残高は減少しており、その範囲内でしか活用はできない」との説明がありました。

国民健康保険事業費納付金は、市の歳出において、大きな割合を占めており、その上昇は、保険税の引き上げや一般会計からの繰り入れ等、市民の負担増に大きく影響を及ぼします。このことから、県は財政運営の責任主体の立場から、国への更なる財源の要望や、栃木県国民健康保険財政安定化基金を活用した財政安定化事業の継続した実施により、今後想定される、国民健康保険事業費納付金の増加に対応していただくことを要望します。

土砂等の埋立て等に対する規制強化について

現在、土砂等の埋立て等に関しては、「土壌の汚染」及び「災害の発生の防止」について、栃木県及び市町の条例に基づき申請を受け付け、不法盛土等については、事業者への措置命令、公表、罰則、指導等を行っておりますが、悪質事業者などによる不法盛土等は各地で後を絶たない状況にあります。

令和7年4月からは、盛土規制法により、県内全域を指定区域とすることで「スキマのない規制」をかけ、抑止力となるよう罰則の強化が行われる予定ですが、一方、埋立て等による「土壌の汚染」については盛土規制法の対象外となり、従来どおり土砂条例で規制することとなります。

今年度改正予定の栃木県土砂条例においては、3,000㎡以上の埋立て等に対し、届出が必要となりますが、不法埋立て等を行う悪質事業者への抑止力をさらに強化する必要があると考えます。

つきましては、県土砂条例の改正に際しては、面積要件の強化や許可制度の継続等、規制の強化を求めるとともに、不法埋め立て等の取り締まりについては、栃木県警との連携を強化していただき、「不法盛土禁止県」として強く打ち出すことで、県民の安全・安心な生活環境の保全を行えるよう体制の強化を要望いたします。

産業団地整備に係る財政支援について

栃木県では新とちぎ産業成長戦略において、令和7年までに200haの産業団地を整備する目標を掲げ、新たな産業用地の創出に向けた取組を推進するため、県で定める「産業団地開発の基本方針」を見直し、産業団地の候補地選定等の初期段階から積極的な関与を行うとの方針を打ち出しています。

各市町においても、積極的に新たな産業団地の整備に取り組んでいるところですが、活発化している企業の投資意欲に対し、受け皿としての産業団地整備が追い付いていない状況であるため、本県への企業の進出を促すためには、これまで以上に県と市の協力・連携が必要不可欠であると考えます。

しかしながら、多くの自治体では整備に係る財源の確保及び整備に係る技術的・人的リソースの不足が問題として顕在化している状況にあります。

県内での新たな産業団地の整備を加速させるため、市町が実施する候補地選定や基本計画策定等の初期段階から団地の造成整備に至る各段階でのシームレスな県の助成制度の創設等、更なる積極的な支援をいただけますよう要望いたします。

商店街での創業者支援の強化と事業承継への支援について

地域の商店街については、かつては地域の賑わいの中心でありましたが、人口減少や大型店の進出、オンラインショッピングの普及に加え、経営者の高齢化と後継者不足により、空き店舗が増加する一方であり、商店街の活力が失われているのが現状であります。

これらの問題を克服し、地域の商業を担う商店街の復興を図り、中心市街地の賑わいを創出していくためには、既存の商店街への新たな創業や事業承継を積極的に促進する必要があると考えますので、下記事項のとおり、商店街の復興を支援していただけるよう要望いたします。

記

- 1 商店街の空き店舗等で創業を希望する若者や新規参入希望者を継続的に支援する、県独自の補助制度を導入すること。
- 2 経営者の高齢化に伴い、後継者が不足している店舗に対して、円滑な事業承継を支援するための補助制度の導入や相談体制を整備すること。

G 7 男女共同参画・女性活躍担当大臣会合開催を契機とした国際会議及び国内諸会議の誘致の強化について

令和5年6月に、日光市内で「G 7 栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合」が開催されましたが、開催後の知事定例記者会見において、今回の経験を今後十分に生かし、国際会議をはじめとする大規模イベントの誘致等にも取り組んでいく意思表示があったところです。

このような中、日光市の例では、認知度や首都圏からのアクセスの利便性、世界遺産や自然環境などの恵まれた条件に加え、G 7 栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合の開催地としての実績や脱炭素先行地域の選定地域であることを生かし、誘致を進めているところです。具体的には、首都圏で実施される観光商談会等において、宿泊につながる誘致を中心に行っており、さらに宇都宮市とも連携し、MICE開催プランの提供をしているところです。

会議等の誘致は、既存の観光客に加え、新たな交流人口の拡大を期待することができます。しかしながら、特に国際会議誘致については、世界の都市の中から選ばれる競争力が必要です。そのような中、各市の資源を県内全体で最大限活用いただくことで、会議等の誘致に繋がると考えております。

このため、栃木県における今まで以上の積極的な国際会議及び国内諸会議の誘致活動や支援制度の検討・創設を要望します。

スマート農業推進のための全県下をカバーする R T K固定基地局の設置について

農業分野においては、農業者の高齢化と人手不足等が大きな問題となっております。現在市町で進めている「地域計画」の話し合いでは、この問題に向き合うなかで農地の集積・集約化、受け手の確保が命題となっており、農地耕作条件の改善やスマート農業技術の導入による農作業の効率化・軽減化に取り組むことが課題解決の一助になるものと考えられます。

各市においては、圃場整備事業施行による圃場の大区画化を契機として、トラクター等の自動操舵システム導入への機運が高まっています。

つきましては、県全域におけるスマート農業の推進のため、利用者の費用負担も少なく、かつ広範囲で利用が可能であるR T K固定基地局について、県が設置のうえ、その管理運営者となり、全県下をカバーするシステムの構築を要望いたします。

ハザードマップの作成に係る支援について

ハザードマップは、県が作成・提供する土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域等（以下「危険区域等」という。）のデータを基に、各市町において作成し、住民に配付をしております。

各市においては、ハザードマップを作成するにあたり、市町境の住民に配慮し、隣接する市町境の一部エリアの危険区域等の情報も掲載しておりますが、危険区域等データは、県の複数の部署に提供を依頼せざるを得ず、また、各部署からそれぞれ提供されるため、作業負担が大きい状況です。

つきましては、ハザードマップ作成の効率化を図るため、作成に必要な危険区域等のデータを広域的かつ一括の形式で提供いただきますよう要望いたします。

また、提供にあたっては、県が令和7年度以降に構築予定の「データ連携基盤」を活用するなど、市町が、必要な時に必要なデータを入手できるような体制整備を併せて要望いたします。

市街化調整区域における地域の実情に合わせた 規制の緩和について

地域生活の充実、地域経済の活性化を推進するために整備促進を図っている高速道路のインターチェンジは、その多くが市街化調整区域に整備されております。

インターチェンジ周辺は、交通利便性が高いことや一団の用地確保への期待感から、一定の企業ニーズが存在しています。

また、全国的な少子高齢化や人口減少により、とりわけ市街化調整区域においては、空き家や廃墟化した建築物が増加傾向であり、地域活力の低下、既存コミュニティの維持が困難になるなどの課題も生じています。

このため、市街化調整区域であっても、インターチェンジが整備されるなど交通利便性が高い地域での地域振興促進のための立地可能な用途の拡大や、効果的な地域活性化促進を図るための空き家等の用途変更の柔軟な運用が望まれておりますので、地域の実情に見合った規制の見直しや緩和などについて要望いたします。

住宅耐震化の推進に係る支援について

今年1月1日に発生した能登半島地震では、これまでに約300人の方が亡くなり、そのうち約6割が家屋の倒壊などの要因によるものでした。また、3月21日に茨城県南部を震源とした強い地震が発生し、県内でも震度5弱を観測したことから、耐震化されていない住宅を所有する県民の危機意識が高まっており、住宅の耐震化を今まで以上に加速化させる必要があります。

しかしながら、居住者の高齢化や建設資材の高騰により、耐震化が必要と診断されても、耐震改修等に踏み出せない状況が見受けられ、先進県では追加の補正予算や制度の拡充の動きが広がっております。

つきましては、県内の民間住宅耐震化率のさらなる向上を図るため、木造住宅耐震改修等の県費補助の拡充を求めるとともに、国に対し必要な財源を確保するよう、働きかけを要望いたします。

「とちぎ防災人材バンク(仮称)」の創設について

近年、自然災害が頻発・激甚化し、各地で大きな被害が発生しております。令和元年東日本台風では、本県においても、河川の氾濫や土砂崩落により住家、車両などに多くの被害があり、孤立集落の発生や未開設の避難所等の課題が浮き彫りとなり、「自助・共助」の取り組みの重要性が再認識されたところです。

県内各市町においては、地域コミュニティによる防災活動の推進の観点から、自主防災組織の編成や地区防災計画の策定、要配慮者利用施設の避難確保計画に基づく避難訓練の実施などの支援業務の窓口を担っておりますが、地域の災害リスクへのきめ細かな対応には多くの時間を要し、行政職員のマンパワー不足が問題となっております。この問題を解消するためには、防災知識や経験、技能を有する防災士や防災関係職員OBなどの人材を活用することも手段の一つと考えられますが、各市町においてはこのような防災人材の情報が不足しており、連携が取りづらい現状です。

今後、県、市町、企業、地域等が防災人材を有効活用するには、防災人材に係る情報を集約し、要請に応じた人材を適切に紹介できる仕組みと体制づくりが有効であると考えられることから、「とちぎ防災人材バンク(仮称)」を創設されるよう要望いたします。

県におかれましては、総合防災拠点に位置づける県総合運動公園内に、令和10年度完成を目指して新防災拠点施設を整備する予定であることから、拠点施設と人材バンクの創設により、ハード・ソフト両面から防災体制の充実が図られ、自助・共助のさらなる促進と地域防災力の向上に期待しております。

大規模校における教頭の複数配置について

近年、保護者や地域住民等が学校に求める声が多様化し、学校の指導に理解を示さなかったり、理不尽な要求を執拗に繰り返したりするケースも増えております。学校内において相談や苦情等の窓口となっているのが教頭であり、一人一人へのきめ細やかな配慮が常に求められます。併せて、多様な背景をもつ児童生徒の支援についても教頭が担任や主任等からの報告・相談を受けながら、学校組織で対応しているところです。さらに、ベテラン教職員の大量退職と若手教職員の急増による学校の教育力の低下が危惧されており、若手育成のための日常的な目配りや気配りにこれまで以上に時間を要しております。

以上のことから、多くの児童生徒と教職員を抱える大規模校の教頭は、自身の業務が後回しになるため、時間外勤務や休日出勤をせざるを得ない現状であり、長時間勤務により体調が思わしくない教頭の報告も受けているところです。

このような中、教頭の長時間勤務については、市教育委員会だけでなく国や県も憂慮しているところであり、令和6年度から、公立学校の副校長や教頭を補佐する「副校長・教頭マネジメント支援員」制度が導入されましたが、週15時間と少ないことや対応業務に限られることに加え、採用者が退職した管理職等に限られるため人材確保も厳しい状況にあります。

つきましては、現在、一部の大規模校で実施している教頭の複数配置について、膨大な業務を分担できますよう、他の大規模校にも配置していただくよう強く要望いたします。複数配置により迅速な対応が可能となり、子どもに向き合う時間が増えることは、児童生徒一人一人の学びをより豊かにすることに直結することですので御高配お願いいたします。

特別支援学級担当教員の配当基準の見直しについて

義務標準法に基づき定められた、栃木県における特別支援学級担当教員の配当基準につきましては、中学校・義務教育学校（後期課程）では、2学級以上になると学級数よりも1名多く配当されますが、小学校・義務教育学校（前期課程）においては、学級数と同じ人数の配当となっております。

各学校においては、特別支援教育コーディネーターを位置付け、学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役、保護者に対する相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営や推進役等を担っておりますが、小学校・義務教育学校（前期課程）では、このような役割を担当業務にあたりながら行うことになり、十分な機能を果たせない実態があります。

栃木県では、通常学級における学級編成基準を35人以下とする先進的な取組を導入し、教育の効果を上げた実績がありますので、校内特別支援教育の更なる推進ができるよう、小学校・義務教育学校（前期課程）特別支援学級担当教員の配当基準につきまして、中学校・義務教育学校（後期課程）と同様の基準への見直しを独自に取り組んでいただきますよう要望するとともに、義務標準法における教員定数の見直しについて国に働きかけるよう要望いたします。

学校給食費の無償化について

小中学校の給食の食材料費は、多くの自治体で保護者負担としていますが、近年の原油価格や物価高騰を背景に、学校給食栄養摂取基準に沿った適切な給食の提供のためには、学校給食費も値上げを検討せざるを得ない状況にあります。

学校給食については、2005年に食育基本法が制定されたことを踏まえて、2008年に学校給食法が改正され、学校における食育の推進が規定されたことから、学校では給食を通じた食育が重視され、教科学習とともに学校教育の大きな柱となっています。

当初、自己負担が求められていた教科書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（教科書無償措置法）などにより無償化されており、学校給食費についても、物価高騰が続いている現在、無償化し家庭負担を軽減することの必要性が極めて高くなっています。また、学校給食費の全面無償化により、徴収管理業務が不要となるため、教職員の働き方改革にもつながることが期待されます。

このような中、全国では、給食費の無償化や一部補助を実施している自治体がある一方で、多くの自治体では財政余力が乏しく、恒久的な予算の確保等が課題となり実施が困難な状況です。

つきましては、自治体間で、教育活動の一環である学校給食に格差が生じることのないよう、国の責任において全国一律に学校給食費を無償化することを国へ強く要望いただくとともに、国による無償化が実現するまで、県において、県内市町における給食費無償化に対する財政支援を講じるよう強く要望いたします。

